

介護老人福祉施設「豊野清風園」 契約書別紙・重要事項説明書

(2024年7月1日版)

1. 特別養護老人ホーム「豊野清風園」の概要

(1) 運営の目的

「豊野清風園運営規程」では、「豊野清風園」（以下、当施設といたします）の指定介護老人福祉施設の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、ご利用者の生活の安定及び生活の充実、並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

(2) 運営の方針

当施設の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の援助、機能回復訓練、栄養管理、健康管理及び日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指しています。

(3) 施設の名称・所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム 豊野清風園
開設日	1970年 1月 14日開設
所在地	〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野659番地1
事業所番号	2073400216
定員	74名

(4) 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当：生活相談課

電話：026-257-4617 （午前9時から午後5時まで）

※ご不明な点は、お気軽におたずねください

(5) 施設の職員体制（2023年4月1日現在）

	常 勤	非常勤	計	備 考
管 理 者	1名		1名	通所介護と兼務
医 師	名	1名	1名	
生活相談員	3名		3名	
介 護 職 員	26名	15名	41名	
看 護 職 員	4名	1名	5名	
管理栄養士	1名		1名	
機能回復訓練員	1名		1名	
介護支援専門員	1名		1名	介護員と兼務
事 務 員 他	7名	19名	26名	

(6) 施設の設備等の概要

定 員	74名	静 養 室	1
居 室	4人部屋（1室 53.45㎡）	医 務 室	1
	2人部屋（1室 24.99㎡）	食 堂	2
	個 室（1室 14.67㎡）	機能訓練室	1
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽	理容室	なし
*居室の1室あたりの面積は、平均的な面積です		避難路	2方向避難

2. サービス内容

(1) 施設サービス計画に基づくサービスの提供

- ①当施設では、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員、機能回復訓練員、管理栄養士等、他職種協働による施設サービス計画を作成し、それに基づくサービスを提供します。
- ②施設サービス計画は、ご利用者及びご家族の要望等を聴取し、目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込み、定期的に見直しを行います。

(2) 居室

- ①1階～2階が居室となっています。ご利用者の心身の状態に合わせて、ご利用いただく居室を決めさせていただきます。
- ②ご利用者ご本人や他のご利用者の心身の状態に変化が生じた場合には、途中で居室を変更することがあります。

(3) 食事

①食事は、栄養ならびにご利用者の身体状況や嗜好を考慮して、適温適時でお出ししています。また、ご利用者の状態に応じて、食事形態の変更をすることがあります。

②朝食、昼食、おやつ、夕食を提供します。

・朝食：午前 7時30分から午前9時00分まで

・昼食：午前11時45分から午後1時00分まで

・夕食：午後 6時00分から午後7時30分まで

※原則として、体調不良時以外は食堂でおとりいただきます。

③あらかじめご連絡いただいた場合は、別に定めるところにより衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

④あらかじめ欠食する旨のご連絡があった場合には食事を提供しなくても良いものとします。

(4) 入浴

原則として、週に2回入浴していただけます。

ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

(5) 介護

施設サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換、認知症状へのケア等

(6) 洗濯

ご利用者の衣類の洗濯は、必要に応じて施設で対応します。紛失等を防ぐために衣類には全て記名をお願いします。なお、ドライクリーニングが必要なものや縮みややすいものについては、外部の業者に委託し、費用は自己負担となります。

(7) 機能訓練

①機能維持及び機能の低下防止等のために機能回復訓練員により必要な機能訓練を行います。

②機能回復訓練員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して、ご利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づき機能訓練を行います。

(8) レクリエーション

①お花見、夏祭り、敬老祭、クリスマス会、祝膳会、新年会などの季節行事にご参加いただけます。また、新年には祝膳会の食事をお楽しみいただいています。詳しくは月間予定表をご覧ください。

- ②近隣の保育園、幼稚園、小中学校等との世代交流を、年間を通じて行います。
- ③気候の良い季節には少人数でお花見や善行寺参りなどのドライブや買い物、食事に出かけます。

(9) 健康管理

- ①当施設では、年1回健康診断を行います。
- ②必要に応じて医師・看護師による健康チェックと指導を行います。

(10) 生活相談

施設での日常生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介、行政手続等についてご相談に応じさせていただきます。

(11) 理美容サービス

月2回、理美容サービスを実施しております。
本人の体調により理美容サービスを実施できない場合があります。

(12) 買い物等

週1回、菓子類、飲み物等をネットスーパーで定期注文し配達を行います。

(13) 趣味活動など

音楽演奏、朗読等の各種クラブ活動・趣味活動にご参加いただけます。

(14) 行政手続

介護保険に係る行政手続については、原則としてご利用者、もしくはご家族に行っていただきます。やむを得ないご事情がある場合には、職員にご相談ください。

(15) 不在者投票の援助

ご利用者が選挙権の行使をするにあたっては、当施設内で不在者投票が出来るよう援助します。

(16) 日常費用支払代行

日常生活にかかる費用等の支払いについては、ご利用者、ご家族、後見人（ご利用者にご家族、後見人ともいない場合は身元引受人）のいずれもが行うことが困難な場合には、その代行を行います。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

3. 退所手続き

ご利用者のご都合で退所される場合、退所を希望される日の7日前迄にお申し出下さい。

4. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①福祉の拠点として地域から信頼される施設であること
- ②高齢者が生活するうえで、個人として尊重され、愛される施設であること
- ③ご利用者が日々穏やかな生活をおくることができる施設であること

(2) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会時間

ご面会は指定の時間をお願いします。なお、施設長が特に必要があると判断した場合、面会の場所や時間を指定や、制限をさせて頂く事があります。

② 金銭・貴重品の管理

原則として、施設での金銭および貴重品のお預かりはいたしません。

③ 外出、外泊

外出、外泊の際は、ご予約について担当職員まで予めお申し出ください。

④ 飲酒・喫煙

飲酒につきましては、他のご利用者のご迷惑にならない範囲でご自由になさっていただいて構いません。喫煙につきましては、館内は禁煙となっておりますのでご理解とご協力をお願いしています。

⑤ 施設外での受診

当施設に入所中に協力医療機関以外で受診される場合には、緊急時を除きご家族が付き添い、送迎をお願いいたします。

⑥ 政治・宗教活動

政治・思想・信条・宗教・習慣等の相違により他人に迷惑を及ぼすことのないよう、ご配慮ください。

⑦ 持ち込み

生鮮品の持ち込みはご遠慮ください。また、生鮮品以外でも、食べ物のお持ち込みにつきましては、事前に職員までお知らせください。

⑧ その他

詳細は運営規程に沿ってご利用ください。

5. 利用料金

利用料金は、基本料金・加算料金・その他の料金（介護保険外料金）の3種類の合計額となり、〔重要事項説明書別紙〕に定める通りです。

(1) 利用料金の支払方法

- ①事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、原則として翌月20日までにご利用者に通知します。
- ②ご利用者又は家族代表者は、当月料金の合計額をご指定の口座より毎月27日（原則）に引き落とします。その他のお支払方法をご希望の場合には、翌月末日までに事業者が指定する口座へ振込むか、現金によって窓口

でお支払いいただきます。

(土・日・祝日は現金での窓口取り扱いは原則できません)

③事業者は、ご利用者又は家族代表者から料金の支払いを受けたときは、支払者に領収書を発行します。

(2) その他

介護保険料を一定期間滞納した場合等で償還払い扱いとなったときは、一旦、介護報酬額全額をお支払いいただくこととなりますが、その後領収書を添付して保険者に請求することにより、負担割合によって払い戻しが受けられます。

6. その他の運営についての重要事項

(1) 利用資格

当施設のご利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設のご利用の資格があり、当施設のご利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる方、及びその他法令により入所できる方とします。

(2) 内容及び手続きの説明及び同意、契約

当施設のご利用には、予めご利用者又は代理人及び家族代表者に対し「豊野清風園運営規程」の概要、職員勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、ご利用者又は代理人及び家族代表者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとしします。

(3) 施設・設備

- ①施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設が決定するものとしします。
- ②ご利用者は定められた場所以外に私物を置く、若しくは占有はできません。
- ③施設・設備等の維持管理は当施設職員が行ないます。

(4) 苦情対応

ご利用者及び家族代表者は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、ご利用者及び家族代表者に報告いたします。尚、苦情受付窓口は、10項に記載されたとおりです。

(5) 秘密の保持

- ①職員は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持します。
- ②職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとしします。

(6) 個人情報の保護

- ①事業者並びに職員は、ご利用者等の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとしします。
- ②施設敷地内において、施設長の許可なく、他利用者やその家族及び職員等の写真・動画撮影、録音及びSNSへの掲載等は禁止します。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡いたします。

<第1連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

<第2連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

<第3連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8. 非常災害対策

施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的実施いたします。

9. 災害時等の事業について

地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがあります。

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

生活相談課 026-257-4617

(2) 社会福祉法人 賛育会

苦情相談窓口 03-3622-7614

(3) 長野市（介護保険に関する相談・苦情）

介護保険課 026-224-7871

(4) 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
026-238-1580

11. 第三者評価の実施状況

第三者評価を受審していません。

12. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 賛育会
代表者役職・氏名	理事長 平野 昭宏
法人所在地・電話番号	墨田区太平三丁目17番8号 電話03-3622-7614

主な事業

【医療】

賛育会病院	(墨田区)
賛育会訪問看護ステーション	(墨田区)
賛育会クリニック	(長野市)
清風園診療所	(町田市)
訪問看護ステーションとよの	(長野市)
東海診療所	(御前崎市)
訪問看護ステーション清風園	(町田市)

【保健】

介護老人保健施設	
ゆたかの	(長野市)

【福祉】

介護老人福祉施設(短期入所生活介護併設)	
東京清風園	(墨田区)
はなみずきホーム	(墨田区)
たちばなホーム	(墨田区)
マイホーム新川	(中央区)
清風園	(町田市)
第二清風園	(町田市)
豊野清風園	(長野市)
東海清風園	(御前崎市)
相良清風園	(牧之原市)
認知症高齢者グループホーム	
丘の家清風	(町田市)
さんいくの家あづま	(墨田区)
都市型軽費老人ホーム	
さんいくハイツ東墨田	(墨田区)
さんいくハイツ東あづま	(墨田区)

ケアハウス	りんごの里	(長野市)
	さんいくハイツ立花	(墨田区)
介護医療院	介護医療院とよの	(長野市)
	サービス付き高齢者向け住宅	
訪問介護	清風ヒルズ金井	(町田市)
	新川訪問介護ステーション	(中央区)
通所介護	清風園訪問介護ステーション	(町田市)
	ヘルパーステーションとよの	(長野市)
	東京清風園	(墨田区)
通所リハビリテーション	はなみずきホーム	(墨田区)
	マイホーム新川	(中央区)
	清風園	(町田市)
	第二清風園	(町田市)
	豊野中央デイサービスセンター	(長野市)
	池新田デイサービスセンター	(御前崎市)
	佐倉デイサービスセンター	(御前崎市)
	相良清風園	(牧之原市)
	ゆたかの	(長野市)

【保育】

認可保育園	さんいく保育園清澄白河	(江東区)
	さんいく保育園有明	(江東区)

確 認 書

年 月 日

特別養護老人ホーム「豊野清風園」の入所にあたり、ご利用者に対して契約書および本重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 賛育会
〔施設名〕 特別養護老人ホーム 豊野清風園
〔事業所番号〕 2073400216
〔住所〕 〒389-1105
長野県長野市豊野町豊野659番地1

〔代表者名〕 施設長 伴 成顕 ⑩

〔説明者〕 ⑩

私は、契約書および本重要事項説明書により、施設から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

ご利用者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(代筆者: _____)

代理人 (成年後見人)

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

家族代表者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(ご利用者本人との関係: _____)

別紙3

苦情等の相談について

賛育会では施設サービスご利用の皆様からの苦情等について、次のとおりご相談を受け付けております。承りました苦情等のご相談内容については必要に応じて賛育会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決に努めます。

1. ご相談窓口

賛育会の経営または受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設けて苦情等のご相談を受け付けています。インターネットを利用して法人のホームページでも受け付けをしています。

(1) 施設・事業所の相談窓口

施設・サービス	苦情受付担当者	苦情解決責任者	電話番号
豊野清風園	生活相談員 徳永寛行	施設長 伴 成顕	026-257-4617
賛育会豊野居宅介護支援事業所	管理者 原田愛	施設長 伴 成顕	026-257-5999
豊野中央デイサービスセンター	生活相談員 徳竹康祐	センター長 篠原栄子	026-219-1530
ヘルパーステーションとよの	管理者 齋藤美恵子	施設長 伴 成顕	026-257-5642
訪問看護ステーションとよの	所長 福澤尚実	センター長 篠原栄子	026-257-5150

〒389-1105 長野市豊野町豊野659-1 豊野清風園・賛育会地域支援センター

Tel 026-257-4617 Fax 026-257-4596

(2) 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長 連絡先 社会福祉法人 賛育会

〒130-0012 東京都墨田区太平三丁目17番8号

Tel 03-3622-7614 Fax 03-3829-2302

ホームページ <http://www.san-ikukai.or.jp/index.html>

(3) その他の相談窓口

長野市介護保険課

Tel 026-224-7871 Fax 026-224-8694

長野県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

Tel 026-238-1580

長野県福祉サービス運営適正化委員会 (苦情相談)

Tel 0120-28-7109 Fax 026-228-0130

2. 苦情対応のための第三者機関について

賛育会では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。賛育会が経営又は受託する施設の地域に在住する有識者の方々と賛育会の監事で構成されています。

委員会の構成

- 柴田 光昭 (元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人協働学舎 ぶどうの会)
- 阿形 操 (前御前崎市民生委員・児童委員 御前崎市地域医療を育む会 代表)
- 柴田 和子 (墨田区保護司会吾嬬西分長)
- 坂野 修一 (特定非営利活動法人町田フレンズサポート 事務局長)
- 坂根 慶子 (すみだ女性センター運営委員 すみだ女性センター協力委員)
- 田宮 一茂 (社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長)
- 齊藤 希世 (東京YMCA教育・保育事業部統括)